

金銭消費貸借契約書（雛形）

平成●年●月●日

— 借入人 —

独立行政法人 日本学生支援機構

— 貸付人 —

株	式	会	社	●	●	銀	行
株	式	会	社	●	●	銀	行
株	式	会	社	●	●	銀	行
株	式	会	社	●	●	銀	行
株	式	会	社	●	●	銀	行
株	式	会	社	●	●	銀	行
株	式	会	社	●	●	銀	行
株	式	会	社	●	●	銀	行

— エージェント —

株 式 会 社 ● ● 銀 行

目 次

第1章 用語の定義	1
第1-1条 (用語の定義)	1
第2章 貸付要項	3
第2-1条 (貸付主要条件)	3
第2-2条 (貸付実行の前提条件)	4
第2-3条 (貸付の実行に関する条項)	4
第3章 借入人による表明及び保証	6
第3-1条 (借入人による表明及び保証)	6
第4章 借入人の義務	7
第4-1条 (借入人の義務)	7
第5章 期限の利益喪失事由	8
第5-1条 (期限の利益喪失事由)	8
第6章 債務の弁済に関する条項	9
第6-1条 (借入人の債務の履行)	9
第6-2条 (相殺)	9
第7章 期限前弁済に関する条項	11
第7-1条 (期限前弁済に関する条項)	11
第8章 協調融資要項	12
第8-1条 (貸付人の権利義務)	12
第8-2条 (貸付人への分配)	12
第8-3条 (エージェントの権利義務)	13
第8-4条 (エージェントの辞任及び解任)	15
第8-5条 (多数貸付人の意思結集)	15
第8-6条 (貸付人間の調整)	16
第8-7条 (貸付債権の譲渡)	16
第8-8条 (一般規定)	17

別紙1 契約当事者の連絡先、貸付人の個別貸付実行金額及び通知方法

別紙2 元本弁済予定表、利払日予定表

金銭消費貸借契約書

本契約は、独立行政法人日本学生支援機構を借入人とし、別紙1の貸付人欄に記載された金融機関を貸付人とし、株式会社●●銀行をエージェントとして、平成●年●月●日付で以下の通り合意された。

第1章 用語の定義

第1-1条 (用語の定義)

次に掲げる各用語は、文脈上別義であることが明白である場合を除き、本契約において次に定める意味を有する。

- 1 「営業日」 日本において銀行が休日とされる日以外の日をいう。
- 2 「貸付義務」 本契約に定める貸付実行の前提条件の充足を条件として、実行日において、貸付人が借入人に対して個別貸付を実行する義務をいう。
- 3 「貸付債権」 個別貸付に係る債権をいう。
- 4 「貸付不能事由」 ①東京インターバンク市場等において銀行が一般的に円資金貸借取引を行い得ないこととなった事態、及び②天災・戦争の勃発、電気・通信・各種決済システムの不通・障害、その他貸付人の責によらない事由により貸付の実行が不可能となった事態をいい、その発生及び解消については多数貸付人又はエージェントが判断する。
- 5 「個別貸付」 本契約に基づき貸付人毎に実行される金銭消費貸借取引をいう。
- 6 「個別貸付実行金額」 個別貸付により貸付人が借入人に対して貸し付ける金員の金額をいう。
- 7 「個別貸付未払金」 個別貸付に係る元本、利息、遅延損害金、清算金その他本契約に基づき借入人が当該個別貸付について支払義務を負担する全ての金員をいう。
- 8 「参加割合」 貸付実行前においては、個別貸付実行金額の合計に対する貸付人毎の個別貸付実行金額の割合をいい、貸付実行後においては、個別貸付未払金のうちの元本金額の合計に対する貸付人毎の個別貸付未払金のうちの元本金額の割合をいう。
- 9 「支払時限」 本契約上に弁済期日の定めのある場合における、かかる弁済期日の正午をいう。
- 10 「清算金」 個別貸付の元本の弁済期日前に元本の弁済又は相殺がなされた場合における再運用利率が適用利率を下回る場合において清算されるべき金員をいい、かかる弁済又は相殺がなされた元本金額に再運用利率と適用利率の差及び残存期間の実日数を乗じて算出される。なお「残存期間」とは、弁済又は相殺がなされた日(同日を含む。)から次回利払日(同日を含む。)までの期間をいい、「再運用利率」とは、弁済又は相殺がなされた元本金額を残存期間にわたって東京イン

ターバンク市場等で再運用すると仮定した場合の利率として貸付人が合理的に決定した利率をいう。また、かかる清算金の算出方法は、前落しの片端による日割計算とし、除算は最後に行い、1円未満は切り捨てる。なお、弁済又は相殺がなされた日が利払日の場合、清算金は生じないものとする。

- 11 「全貸付人」 貸付実行前においては全ての貸付人を総称していい、貸付実行後においては借入人に対して個別貸付未払金の支払請求権を有する全ての貸付人を総称していう。
- 12 「多数貸付人」 意思結集基準時点における参加割合の合計が●%以上となる、単独又は複数の貸付人をいう。なお、「意思結集基準時点」とは、貸付人が多数貸付人による指示が必要な事由が発生したと判断した場合には、本契約に基づき多数貸付人の意思結集を要請する通知をエージェントが当該貸付人から受領した時点をいい、エージェントが自ら多数貸付人による意思結集が必要であると判断した場合には、エージェントが多数貸付人の意思結集を行う旨の通知を発した時点をいう。
- 13 「立替コスト」 エージェントが立替払いを行った場合において、立替払いを行った金額に調達利率及び立替期間の実日数を乗じて算出した金額をいう。なお、「立替期間」とは立替払い発生日(同日を含む。)から立替払い解消日(同日を含む。)までの期間をいい、「調達利率」とは立替払いを行った金額を立替期間にわたって調達する利率としてエージェントが合理的に決定した利率をいう。また、かかる立替コストの算出方法は、両端による日割計算によるものとし、除算は最後に行い、1円未満は切り捨てる。
- 14 「立替払い」 弁済期日における借入人による弁済について、借入人からの弁済完了前に、本契約に従い貸付人へ分配すべき金額相当額をエージェントが貸付人に対し支払う行為をいう。
- 15 「弁済期日」 個別貸付に係る元本については元本弁済日、利息については利払日をいい、その他の金員については本契約に従って支払を行うべき日として定められる日をいう。
- 16 「法令等」 本契約、本契約に基づく取引又は本契約の当事者に適用される条約、法律、政令、省令、規則、告示、判決、決定、仲裁判断、通達及び関係当局の政策をいう。
- 17 「報告書等」 独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第38条に定義される財務諸表及び事業報告書をいう。
- 18 「譲受人」 第8章第7条第(1)項に従って貸付債権の譲渡を受ける者をいう。
- 19 「譲渡人」 第8章第7条第(1)項に従って貸付債権を譲渡する者をいう。

第2章 貸付要項

第2-1条（貸付主要条件）

貸付人は、以下の要領により、借入人に対し個別貸付を行うものとし、本契約において次に定める意味を有する。

個別貸付実行金額の合計	金●円 各貸付人毎の個別貸付実行金額は別紙1に記載の通り
実行日	平成●年●月●日
満期日	平成●年●月●日
資金使途	独立行政法人日本学生支援機構法第13条第1項第1号に規定する借入人の業務に必要な資金
元本弁済日	別紙2の元本弁済予定表の「元本弁済日」に記載の各日
元本弁済方法	各元本弁済日に、当該元本弁済日に対応する元本弁済金額（別紙2に記載の通り。）の元本を支払う。
期限前弁済	別途本契約に定める通り
金利期間	利払日に支払う利息の計算期間。第1回の利払日に支払う利息の計算期間（この期間を「第1回金利期間」といい、第2回以降についても同様にいう。）は実行日（同日を含む。）から第1回の利払日（同日を含む。）までの期間。第2回以降の金利期間については直前の金利期間の末日（同日を含む。）から次に到来する利払日（同日を含む。）までの期間。
基準金利	① 利払日が1回の場合 実行日の2営業日前（この日を「利率決定日」という。）の午前11時又は午前11時に可及的に近い午前11時以降の時点において全国銀行協会が公表する日本円 TIBOR(Telorate17097 ページ又はこの承継ページ)のうち、●ヶ月に対応した利率。但し、何らかの理由でかかる利率が公表されない場合には、利率決定日において東京インターバンク市場等における●ヶ月の円資金貸借取引のオフアードレートとしてエージェントが合理的に決定する利率（年率で表わされる。）。 ② 利払日が複数回の場合 各金利期間について、その直前の金利期間に係る利払日（但し、第1回金利期間については実行日）の2営業日前（この日を「利率決定日」という。）の午前11時又は午前11時に可及的に近い午前11時以降の時点において全国銀行協会が公表する日本円 TIBOR(Telorate17097 ページ又はこの承継ページ)のうち、●ヶ月に対応した利率。但し、何らかの理由でかかる利率が公表されない場合には、利率決定日において東京インターバンク市場等における●ヶ月の円資金貸借取引のオフアードレートとしてエー

	ジェントが合理的に決定する利率（年率で表わされる。）。
スプレッド	年率●%
適用利率	基準金利にスプレッドを加算した利率
利払日	別紙2の利払日予定表の「利払日」に記載の各日
利息支払方法	貸付人毎の各金利期間における個別貸付未払金の元本金額に、適用利率及び当該金利期間の実日数（前落しによる片端）を乗じて算出した利息の合計額（除算は最後に行い、1円未満は切り捨てる。）を、当該金利期間に係る利払日に支払う。
ベース日数	本契約に基づき日割計算を行う場合には、本契約に別段の定めがない場合、1年を365日として計算を行うものとする。
休日処理	元本及び利息の弁済期日が営業日以外の日に該当することとなった場合には前営業日を弁済期日とする。
エージェント口座	エージェントが株式会社●●銀行に有する別段預金口座（口座番号：●●、口座名義：●●）
借入人決済口座	借入人が株式会社●●銀行に有する普通預金口座（口座番号●●、口座名義：●●）

第2-2条（貸付実行の前提条件）

貸付実行の前提条件は以下の各条件とする。

- ① 貸付不能事由が生じていないこと。
- ② 借入人が本契約において表明及び保証した事項がいずれも真実かつ正確であること。
- ③ 借入人が本契約の各条項に違反しておらず、また、実行日以降においてかかる違反が生じることのないこと。
- ④ 借入人が以下の全ての書類をエージェントに提出しており、その内容にエージェント及び全貸付人が満足していること。
 - (a) 本契約に記名捺印する借入人代表者の印鑑証明書（但し、受領日の3ヶ月前の日以降に発行され、かつ本契約締結日現在有効なもの。）
 - (b) 法人登記簿謄本（但し、受領日の3ヶ月前の日以降に発行され、かつ本契約締結日現在有効なもの。）
 - (c) エージェント所定の様式の印鑑又は署名の届出

第2-3条（貸付の実行に関する条項）

- (1) 貸付人は、本契約に定める貸付実行の前提条件が実行日において全て充足されることを条件として個別貸付を実行する。なお、かかる条件充足の判断は貸付人毎に行い、他の貸付人及びエージェントは、当該貸付人の判断及び貸付の不実行について一切の責任を負わない。
- (2) 貸付人は、貸付実行の前提条件が実行日時点において全て充足される場合、個別貸付実行

金額の送金手続きを実行日の午前 11 時まで完了させる。エージェントは当該金員をエージェント口座から借入人決済口座へ入金し、借入人決済口座へ入金した時点をもって、当該貸付人についてかかる個別貸付の実行がなされたものとする。

- (3) 前項に基づき貸付が実行された場合、借入人は、直ちにエージェントに貸付の金額及び個別貸付の明細を記載した領収書を送付する。また、エージェントは、かかる領収書を受領した場合には、速やかにその写しを個別貸付を実行した貸付人に交付する。なお、エージェントは、かかる個別貸付に係る個別貸付未払金の全額について弁済を受けるまで、当該貸付人のためにかかる領収書の原本を保管する。

第 3 章 借入人による表明及び保証

第 3-1 条 (借入人による表明及び保証)

借入人は、貸付人及びエージェントに対し、本契約締結日及び実行日において、次の各号に記載された事項が真実に相違ないことを表明及び保証する。

- ① 借入人が作成する報告書等は、日本国において一般に公正妥当と認められている会計基準に照らして正確で、かつ適法に作成されていること。
- ② 借入人による本契約の締結及び履行並びにそれに基づく取引は、借入人の法人の目的の範囲内の行為であり、借入人はこれらについて法令等、業務方法書、その他内部規則において必要とされる全ての手続きを完了していること。
- ③ 平成●年●月決算期日以降、当該年度の報告書等に示された借入人の事業、財産又は財政状態を低下させ、借入人の本契約に基づく義務の履行に重大な影響を与える可能性がある重要な変更は発生していないこと。
- ④ 借入人に関して、本契約上の義務の履行に重大な悪影響を及ぼす、又は及ぼす可能性のあるいかなる訴訟、仲裁、行政手続その他の紛争も開始されておらず、又は開始されるおそれのないこと。
- ⑤ 本契約に定める期限の利益喪失事由が発生しておらず、又は発生するおそれのないこと。

第4章 借入人の義務

第4-1条 (借入人の義務)

- (1) 借入人は、本契約締結日以降、借入人が貸付人及びエージェントに対する本契約上の全ての債務の履行を完了するまでの間、次の各号について自らの費用と責任で履行することを確約する。
- ① 本契約に定める期限の利益喪失事由が発生した場合、又は発生するおそれがある場合には、直ちにその旨をエージェント及びエージェントを通じて全貸付人に報告すること。
 - ② 報告書等を作成した場合は、文部科学大臣に提出し承認を受けた時点で速やかに報告書等の写しをエージェント及びエージェントを通じて全貸付人に提出すること。
なお、借入人のホームページ上（ホームページアドレス：<http://www.jasso.go.jp/>）に報告書等の開示を行った場合には、かかる開示を行った旨をエージェント及びエージェントを通じて全貸付人に通知することをもって上記の提出を行ったものとみなす。但し、いずれかの貸付人が報告書等の写しを要求する場合には、当該貸付人に報告書等の写しを提出すること。
 - ③ エージェント又はエージェントを通じて貸付人が借入人の財産、経営又は業況についての報告を請求した場合、借入人は速やかにエージェント又はエージェントを通じて全貸付人に報告し、また、それらについての調査に必要な便益を提供すること。
 - ④ 借入人の財産、経営もしくは業況について重大な変化が発生した場合、又は時間の経過によりかかる変化が発生するおそれがある場合、借入人に関して本契約上の義務の履行に重大な影響を及ぼす、もしくは及ぼす可能性のある訴訟、仲裁、行政手続その他の紛争が開始された場合、又は開始されるおそれがある場合は、直ちにその旨をエージェント及びエージェントを通じて全貸付人に報告すること。
 - ⑤ 借入人が本契約において表明及び保証した事項が事実と反することが判明した場合、又は、借入人が本契約において表明及び保証した事項が事実と反する事態が生じた場合、もしくは生じるおそれがある場合には、直ちにその旨をエージェント及びエージェントを通じて全貸付人に報告すること。
- (2) 借入人は、本契約締結日以降、借入人が貸付人及びエージェントに対する本契約上の全ての債務の履行を完了するまでの間、次の各号を遵守することを確約する。
- ① 主たる事業を営むのに必要な許可等を維持し、全ての法令等を遵守して営業を継続すること。
 - ② 法令等による場合を除き、本契約に基づく一切の債務の支払について他の無担保債務（担保付貸付のうち、担保の換価処分後も回収不足となる債務を含む。）の支払に劣後させることなく、少なくとも同順位に取り扱うこと。
- (3) 借入人は、個別貸付に係る貸付債権について、仮差押え、保全差押え、又は差押えの命令の送達を受けたときは、直ちにエージェントを通じて全貸付人に対し、かかる命令の写しと共にその旨を書面により通知しなければならない。

第5章 期限の利益喪失事由

第5-1条 (期限の利益喪失事由)

- (1) 借入人について次の各号に定める事由が一つでも発生した場合には、貸付人又はエージェントからの通知催告等がなくとも、借入人は全貸付人及びエージェントに対する本契約上の全ての債務について当然に期限の利益を失い、直ちに個別貸付の元本並びに利息及び清算金その他本契約に基づき借入人が支払義務を負担する全ての金員を本契約の規定に従い支払う。なお、本契約において、本項各号に定める事由及び次項各号に定める事由をあわせて「期限の利益喪失事由」という。
- ① 借入人が解散することを定めた法令及び解散期日を定める法令が公布され、かつ借入人の解散期日の1ヶ月前迄に、本契約上の債務の総額につき他の法人に承継されることを定める法令が公布されないとき。
 - ② 法令若しくは裁判所の決定により、借入人又は借入人が解散して本契約上の債務を承継した法人に対して、株式会社における会社更生、特別清算その他これらに準ずる倒産処理手続に相当する手続が開始されたとき。
 - ③ 貸付人に対して借入人が有する預金債権その他の債権について仮差押え、保全差押えまたは差押えの命令もしくは通知（日本国外における同様の手続を含む。）が發送されたとき、または保全差押えまたは差押えの執行を命じる裁判が行われたとき。
- (2) 借入人について次の各号に定める事由が一つでも発生した場合には、多数貸付人の請求に基づくエージェントを通じて借入人に対する通知により、借入人は全貸付人及びエージェントに対する本契約上の全ての債務について期限の利益を失い、直ちに個別貸付の元本並びに利息及び清算金その他本契約に基づき借入人が支払義務を負担する全ての金員を本契約の規定に従い支払う。
- ① 本契約上の債務が否かにかかわらず、借入人が貸付人又はエージェントに対する債務の全部又は一部の履行を遅滞したとき。
 - ② 前号を除き、借入人の本契約上の義務違反が発生し、かかる違反が5営業日以上にわたって解消しないとき。
 - ③ 借入人が本契約に基づく債務以外の債務で合計額が●億円を超えるものについて期限の利益を喪失し、又は期限が到来したにもかかわらず5営業日以内にその弁済をすることができないとき。又は第三者が負担する債務に対して借入人が行った保証債務で合計額が●億円を超えるものにつき、履行義務が発生したにもかかわらず、契約上定められた保証債務を履行すべき期間の最終日から5営業日以内にその履行ができないとき。
 - ④ 前各号を除き、借入人の事業もしくは財産の状態が悪化し、又は悪化するおそれがあり、債権保全のために必要が認められるとき。
- (3) 貸付人は、借入人について期限の利益喪失事由が発生したことを知ったときは、直ちにその旨をエージェントに通知し、エージェントはかかる事由の発生を他の全ての貸付人に通知する。

第6章 債務の弁済に関する条項

第6-1条 (借入人の債務の履行)

- (1) 借入人は、本契約上の債務を弁済するために、本契約上に弁済期日の定めのあるものは支払期限までに、本契約上に弁済期日の定めのないものはエージェントから請求を受け次第、直ちに、エージェント口座へ必要な資金を入金するものとする。かかる場合、エージェント口座に入金した時点をもって、借入人のエージェント又は貸付人に対する債務の履行があったものとみなす。
- (2) 本契約に別段の定めがある場合を除き、本条第(1)項に反して、借入人が本契約上の債務についてエージェントを通じず貸付人に直接支払ったとしても、かかる支払は本契約上の債務の履行とは認められないものとする。この場合、支払を受けた貸付人は、受領した金員を直ちにエージェントに支払い、エージェントによる当該金員の受領をもって、当該金員についての債務の履行があったものとみなす。また、借入人は、エージェント及び全貸付人が書面により事前に承諾しない限り、代物弁済により本契約上の債務の履行をなすことはできない。
- (3) 本条に基づく借入人による支払は、以下の順序で充当される(以下、この順序を「本件充当順序」という。)。但し、借入人が本契約上の債務につき期限の利益を喪失した場合には、本契約で別途定めるところによるものとする。
 - ① 本契約上借入人が負担すべきものとされる費用等のうち、エージェントが借入人に代わって負担しているもの及びエージェントフィー
 - ② 本契約上借入人が負担すべきものとされる費用等のうち、第三者に支払うべきもの
 - ③ 本契約上借入人が負担すべきものとされる費用等のうち、貸付人が借入人に代わって負担しているもの
 - ④ 遅延損害金及び清算金
 - ⑤ 貸付の利息
 - ⑥ 貸付の元本
- (4) 前項の充当に際し、充当額がいずれかの号目の金額に満たない場合、最初に満たなくなった号目(以下、「不足号目」という。)については、先順位までの号目に充当した後の残余額を、かかる不足号目に関して借入人が負担する弁済期日の到来した個々の支払債務毎の金額の割合に応じて按分し、充当するものとする(以下、かかる充当方法を「不足号目充当方法」という。)

第6-2条 (相殺)

- (1) 期限の到来、期限の利益の喪失その他の事由によって、借入人が貸付人に対して債務を履行しなければならない場合には、当該貸付人は、(a)前条第(2)項の規定にかかわらず、借入人に対する本契約上の債権と、当該貸付人の借入人に対する預金債務その他の債務(保険契約に基づく債務を含む。)とを、かかる債務の期限のいかににかかわらず、相殺することができ、また、(b)事前の通知及び所定の手続を省略して、借入人に代り諸預け金の払戻しを受け、債務の弁済に充当することができる。かかる相殺又は弁済充当を行う場合の債権債務の利息、清算金、遅延損害金等の計算についてはその期間を計算実行の日までとし、利率、料率は各契約の定めに従い、かかる定めがない場合には、当該貸付人が合理的に定めるところによるものとし、外国為替相場については、当該貸付人が合理的に決定した計算実行時の相場を適用する。なお、かかる相殺又は弁済充当を行っても、借入人の債務全額を消滅させるに足りないときは、当該貸付人が適当と認める順序及び方法により充当す

ることができ、借入人はその充当に対し異議を述べない。

- (2) 借入人は、個別貸付の弁済期日が到来し、かつ、借入人が貸付人に対して有する預金債権、保険契約に基づく債権、その他の債権のうち期限の到来したものについて債権保全上必要がある場合に限り、前条第(2)項の規定にかかわらず、かかる債権と当該貸付人に対する本契約上の債務とを相殺できる。この場合、借入人は書面により相殺通知を行い、相殺した預金債権その他の債権の証書、通帳を速やかに当該貸付人に提出するものとする。かかる相殺を行う場合の債権債務の利息、遅延損害金等の計算についてはその期間を相殺通知の到達の日までとし、利率、料率は各契約の定めに従う(但し、かかる定めがない場合には、当該貸付人が合理的に定めるところによる。)ものとし、外国為替相場については、当該貸付人が合理的に決定した計算実行時の相場を適用する。なお、相殺を行っても借入人の債務全額を消滅させるに足りないときは、当該借入人が適当と認める順序方法により充当することができる。但し、当該借入人がかかる順序及び方法を指定しなかった場合、当該貸付人が適当と認める順序及び方法により充当することができ、借入人はかかる充当に対して異議を述べない。

第7章 期限前弁済に関する条項

第7-1条 (期限前弁済に関する条項)

- (1) 借入人は、弁済期日前に個別貸付の元本を弁済（以下、「期限前弁済」という。）することはできない。但し、次項以下の手続に従って、借入人が、借入人に対して個別貸付未払金の支払請求権を有する全ての貸付人（以下、「被期限前弁済貸付人」という。）及びエージェントから書面による事前の承諾を得た場合はこの限りではない。
- (2) 期限前弁済を希望する場合には、借入人は期限前弁済を希望する日（以下、本章において「期限前弁済希望日」という。）の7営業日前までに、エージェントに対して、(a)期限前弁済を希望する元本金額（但し、1億円以上かつ1百万円単位でなければならない。）、(b)期限前弁済を希望する元本金額に関し、期限前弁済希望日の属する金利期間の初日（同日を含む。）から期限前弁済希望日（同日を含む。）までに発生する利息（以下、本章において「経過利息」という。かかる経過利息の計算方法は通常の利息に関する本契約に規定する計算方法に従う。）全額について同日支払う旨、並びに(c)期限前弁済希望日を書面により通知する。エージェントは、借入人から通知を受けた日の翌営業日までに、本項(a)ないし(c)の内容を当該被期限前弁済貸付人に通知し、被期限前弁済貸付人はエージェントから通知を受けた日の2営業日後の日までに、エージェントに対し、かかる期限前弁済の諾否を通知する。なお、いずれかの被期限前弁済貸付人からエージェントに対しかかる通知が到達しないときは、当該被期限前弁済貸付人はかかる期限前弁済を承諾しなかったものとみなす。エージェントは、期限前弁済希望日の3営業日前までに、期限前弁済の可否を判定し、これを借入人及び被期限前弁済貸付人に通知する。
- (3) 前項に従い期限前弁済が承諾された場合には、被期限前弁済貸付人は清算金を期限前弁済希望日の2営業日前までにエージェントに通知するものとする。エージェントはかかる通知を受領後、期限前弁済希望日の前営業日までにこれを借入人に通知する。借入人は、期限前弁済される個別貸付の元本並びに経過利息及び清算金の合計金額を、期限前弁済希望日に支払う。

第8章 協調融資要項

第8-1条 (貸付人の権利義務)

- (1) 貸付人は、貸付義務を負担する。
- (2) 本契約で別途定める場合を除き、貸付人の本契約に基づく権利は互いに独立したものであり、貸付人は本契約に基づく権利を個別かつ独立して行使できる。
- (3) 本契約で別途定める場合を除き、貸付人の本契約に基づく義務は互いに独立したものであり、貸付人は他の貸付人がかかる義務を履行しないことを理由に自らの本契約に基づく義務を免れないものとする。また、貸付人は、他の貸付人が本契約に基づく義務を履行しないことについて一切責任を負わないものとする。
- (4) 貸付人が貸付義務に違反して実行日に個別貸付を行わなかった場合、当該貸付人は、かかる貸付義務違反により借入人が被った全ての損害、損失及び費用等を、借入人から請求があり次第、直ちに補償する。但し、かかる損害、損失及び費用等の借入人に対する補償は、実行日に個別貸付が行われなかったために別途借入を行った場合に借入人が支払を要した、あるいは要するであろう利息その他の費用と、実行日に個別貸付が行われた場合に借入人が支払を要したであろう利息その他の費用の差額を上限とする。

第8-2条 (貸付人への分配)

- (1) エージェントは、本契約に基づき借入人から支払を受けた金額から、本件充当順序の第①号及び第②号に相当する金額を差し引いた後、なお残金がある場合には、本条の規定に従いかかる残金を直ちに貸付人に分配する。
- (2) 本条に基づくエージェントによる貸付人への分配に先立ち、(a)貸付債権についての仮差押え、保全差押え、もしくは差押命令が借入人へ送達された場合、又は(b)貸付債権の譲渡が行われた場合、借入人、エージェント及び貸付人間における権利義務関係等は、以下の規定に従うものとする。
 - (a) ① エージェントが、貸付債権につき仮差押え、保全差押え、又は差押えの命令の送達を受けたことについての通知を借入人から受領する前に、本条に基づく貸付人への分配を完了した場合。

この場合、エージェントによるかかる分配行為により、仮差押権者、保全差押権者、差押権者、借入人、貸付人又はその他の第三者に損害、損失、又は費用等（以下、本章において「損害等」という。）が発生した場合、エージェントはこれらに関する責任を一切負担せず、かかる通知に係る貸付人（以下、「被差押貸付人」という。）が自らの費用と責任で処理するものとする。エージェントがかかる引落し及び分配行為に起因して損害等を被った場合には、被差押貸付人が補償するものとする。但し、被差押貸付人が損害等の補償の履行を行うことができない場合には、借入人が被差押貸付人に代わりこれを補償するものとする。尚、借入人は被差押貸付人に対して損害等の補償の履行を請求できる。
 - ② エージェントが、借入人によるエージェント口座への入金以降本条に基づく貸付人への分配を完了する前に、かかる分配に係る貸付債権につき仮差押え、保全差押え、又は差押えの命令の送達を受けたことについての通知を借入人から受領した場合。

この場合、(i) エージェントは、かかる通知に係る金員については、本条に基づく分配を留保することができ、その他エージェントが合理的と認める方法に従い対応することができるものとする。また、(ii) エージェントは、かかる通知に係る金員以外の借入人から支払を受けた金員を、被差押貸付人を除く全貸付人に対

して分配するものとする。本号(i)に基づくエージェントによる分配行為により、仮差押権者、保全差押権者、差押権者、借入人、貸付人又はその他の第三者に損害等が発生した場合も、エージェントはこれらに関する責任を一切負担せず、被差押貸付人が自らの費用と責任で処理するものとする。エージェントがかかる分配行為に起因して損害等を被った場合には、被差押貸付人が補償するものとする。但し、被差押貸付人が損害等の補償の履行を行うことができない場合には、借入人が被差押貸付人に代わりこれを補償するものとする。尚、借入人は被差押貸付人に対して損害等の補償の履行を請求できる。

- (b) 譲渡人及び譲受人が連名で、又は借入人が単独で、貸付債権に係る譲渡の事実を、本契約に従って、エージェントに対して通知した場合。

この場合、エージェントは、かかる通知のいずれか一方を受領後、直ちに当該譲受人をかかる貸付債権に係る債権者として取り扱うために必要な一切の事務手続を開始するものとし、エージェントは、かかる事務手続が完了した旨を借入人、譲渡人及び譲受人に対して自ら通知するまで、従前の貸付人を有効な貸付人として取扱えば免責されるものとする。エージェントによるかかる取扱により、譲受人又はその他の第三者に損害等が発生した場合も、エージェントはこれらに関する責任を一切負担せず、借入人及びかかる貸付債権に係る譲渡人が、自らの費用と責任で処理するものとする。エージェントが本号に起因して損害等を被った場合には、借入人及びかかる貸付債権に係る譲渡人が連帯して補償するものとする。

- (2) エージェントが貸付人に対して行う分配は、本件充当順序の第③号ないし第⑥号の順に行う。分配すべき金額に不足目が発生した場合における、かかる不足目号の充当及び分配については、不足目号充当方法に従う。
- (3) 本件充当順序及び不足目号充当方法の規定にかかわらず、借入人が本契約上の債務につき期限の利益を喪失した場合には、エージェントは、借入人から支払を受けた金額から本件充当順序の第①号及び第②号を差し引いた後の残余を、本契約上借入人が貸付人に対して負担する債務の金額に応じて分配するものとする。なお、この場合の充当は貸付人が適当と認める順序及び方法による。
- (4) 借入人によるエージェント口座への入金支払期限より遅延した場合には、エージェントは同日中に本条第(1)項に定める分配を行う義務を負わない。この場合、エージェントは、借入人より入金を受けた後直ちにかかる分配を行うものとし、これにより貸付人又はエージェントに損害、損失及び費用等が発生した場合には、借入人がこれを負担する。
- (5) エージェントの請求があり、かつかかる請求が合理的な理由に基づく場合には、かかる請求を受けた貸付人は、自らが借入人に対して有する本契約上の債権の金額(内訳を含む。)を直ちに通知する。この場合、本条第(1)項に定める分配を行う義務は、かかる通知の全てがエージェントに到達した時点でエージェントに発生する。かかる通知が合理的な理由なく遅延したことにより、貸付人又はエージェントに損害、損失及び費用等が発生した場合には、かかる通知を怠った貸付人がこれを負担する。
- (6) エージェントは、貸付人に対する分配を立替払いにより行うことができる。立替払いが支払期限までに解消しない場合には、本項に基づいて分配を受けた貸付人は、かかる立替払いを受けた金額を、エージェントから返還請求を受け次第直ちにエージェントに返還する。また、貸付人は、エージェントより請求があり次第、直ちにエージェントにかかる立替払いに要した立替コストを立替払いを受けた金額に応じて支払うものとする。

第8-3条 (エージェントの権利義務)

- (1) エージェントは、全貸付人により全貸付人のためにエージェントに委託された本契約の各条項に定める業務(以下、本項において「エージェント業務」という。)を行い、権限を行使し、エージェント業務を行うに際し、通常必要又は適切とエージェントが認める権限を

行使する。エージェントは、本契約の各条項に明示的に定められた義務以外の義務を負わず、また、貸付人が本契約に基づく義務を履行しないことについて一切責任を負わない。また、エージェントは貸付人の代理人であり、別段の定めのない限り借入人の代理人とはならない。なお、借入人は、エージェントが本契約に定めるエージェント業務を行うことの対価として、借入人とエージェントが別途合意するところにより手数料(本契約において、「エージェントフィー」という。)を支払わなければならない。

- (2) エージェントは、真正かつ正確であると思料され、適切な人物により署名又は記名捺印され交付された通信、文書及び書類に依拠することができ、また、本契約に関しエージェントが必要な範囲で合理的に選任した専門家の意見書及び説明書に依拠して行為することができる。
- (3) エージェントは、本契約に定める義務を果たし権限を行使するにあたり、善良な管理者としての注意を払う。
- (4) エージェント又はその取締役、従業員もしくは代理人は、本契約に基づいて、又は本契約に関連する行為、不作為について、故意もしくは過失がない限り、貸付人に対して一切の責を負わない。エージェントを除く貸付人は、エージェントが本契約上の義務を果たすのに負担した債務、損害、損失及び費用等(損害又は損失を被らないようにするために支出した費用及び損害又は損失を回復するために支出した費用(弁護士費用を含む。))を含むが、これに限らない。)につき、借入人から償還されない限度で、エージェントたる貸付人の参加割合(但し、かかる補償債務を履行することができない貸付人がいる場合には、エージェントたる貸付人の参加割合を当該貸付人を除く貸付人の参加割合の合計で除した割合とする。)に応じて算出した負担部分を控除した残額について、連帯してエージェントに補償する。
- (5) エージェントは、本契約の有効性及び本契約に表明された事項につき何ら保証を行うものではなく、貸付人は、自ら適切と認めた書類、情報等に基づき借入人の信用力その他必要な事項を審査した上、独自の判断で本契約を締結し、また、本契約上企図される取引を行うものとする。
- (6) エージェントが貸付人を兼ねる場合には、本契約上のエージェントの義務にかかわらず、本契約上の貸付人としての権利義務は他の貸付人と同等とする。また、エージェントは、本契約外で借入人との間で一般に認められる銀行取引を行うことができる。なお、エージェントは、本契約外の取引において取得した借入人に関する情報(借入人から受領した情報については、本契約に基づいて送付されたことが明示されていない限り、本契約外の取引に基づいて送付されたものとみなす。)を、他の貸付人に対して開示する義務を負わず、また、借入人との本契約外の取引において借入人から支払を受けた金員を他の貸付人に分配する義務を負わない。
- (7) エージェントが貸付人を兼ねる場合には、本契約の規定によるエージェントによる貸付人への分配額の算出は、エージェント以外の貸付人に対する分配額については1円未満を切り捨て、エージェントを兼ねる貸付人に対する分配額については、分配額の総額から他の貸付人に対する分配額を差し引いた金額とする。
- (8) 本契約上必要とされる1円未満の端数処理については、前項の場合を除き、エージェントが適当と認める方法によるものとする。
- (9) エージェントが本契約上借入人より貸付人に伝えるべき通知を受領した場合、速やかにその内容を全貸付人に通知しなければならない。又は本契約上貸付人より借入人もしくは他の貸付人に伝えるべき通知を受領したときは、エージェントは速やかにその内容をそれぞれ借入人もしくはかかる通知を行う貸付人を除く全貸付人に通知しなければならない。なお、エージェントは、借入人から入手し保管する書類については、通常の営業時間内において貸付人のために閲覧に供する。

第8-4条（エージェンツの辞任及び解任）

- (1) エージェンツの辞任に係る手続は、以下の通りとする。
- ① エージェンツは、全貸付人及び借入人に対して書面による通知を行うことにより、民法651条（委任の解除）に基づき辞任することができる。但し、後任のエージェンツが任命され、その就任を承諾するまで、かかる辞任の効力は発生しない。
 - ② 前号の通知が行われた場合、多数貸付人は借入人の承諾を得た上で、後任のエージェンツを任命する。
 - ③ 第①号の通知が行われた日の30日後の日までに後任のエージェンツとなるべき者が多数貸付人により任命されなかった場合、又は多数貸付人に任命された者がその就任を承諾しなかった場合には、在任中のエージェンツが借入人の承諾を得た上で、多数貸付人に代わって後任のエージェンツを任命できる。
- (2) エージェンツの解任に係る手続は、以下の通りとする。
- ① 多数貸付人は、他の全ての貸付人、借入人及びエージェンツに対して書面による通知を行うことにより、エージェンツを解任することができる。但し、後任のエージェンツが任命され、その就任を承諾するまで、かかる解任の効力は発生しない。
 - ② 前号の通知が行われた場合、多数貸付人は借入人の承諾を得た上で、後任のエージェンツを任命する。
- (3) 前(2)項に基づき後任のエージェンツに任命された者がその就任を承諾した場合には、前任のエージェンツは本契約に基づきエージェンツとして保管している書類一式を後任のエージェンツに引き渡すと共に、後任のエージェンツが本契約に定めるエージェンツとして責務を果たすために相当な協力を行う。
- (4) 後任のエージェンツは前任のエージェンツが有していた本契約上の権利義務を承継し、前任のエージェンツは後任のエージェンツの就任と同時に、エージェンツとして負担する全ての義務を免れる。但し、前任のエージェンツが在任中に行った行為（不作為を含む。）に関しては本契約の各条項が引き続き有効に適用される。
- (5) エージェンツは、借入人がエージェンツフィーの支払いを怠った場合には、相当の期間を定めて支払いを催告し、その期間内に支払いがないときは、前(4)項の定めにかかわらず、全貸付人と合意することによりエージェンツを辞任することができるものとする。本項の定めに従いエージェンツが辞任した場合には、辞任したエージェンツはその旨を速やかに借入人に対して通知するものとし、借入人はかかる辞任について異議を述べない。本項の定めに従いエージェンツが辞任した場合でも、借入人は既に発生したエージェンツフィーの支払債務を免れないものとし、また、かかる支払いがなされるまで借入人の本契約上の義務違反は解消しないものとする。

第8-5条（多数貸付人の意思結集）

- (1) 多数貸付人の意思結集に係る手続は、以下の通りとする。
- ① 貸付人は、本契約に定める多数貸付人による指示が必要な事由が発生したと判断した場合、エージェンツに対して多数貸付人の意思結集を要請する旨の通知を行うことができる。
 - ② 前号の通知を受けたエージェンツは、多数貸付人の意思結集を行う旨の通知を全貸付人に対して速やかに行う。
 - ③ 前号の通知を受けた貸付人は、かかる事由に対する自らの意思決定を行い、前号の通知を受けた日の5営業日後の日までにその内容をエージェンツに通知する。

④ 前三号により多数貸付人の意思結集がなされた場合には、エージェンツは、多数貸付人による指示としてその内容を借入人及び全貸付人に対して速やかに通知する。

- (2) エージェンツは、前項の外、多数貸付人による意思結集が必要な事由が発生したと自ら判断した場合、多数貸付人の意思結集を行う旨の通知を全貸付人に対して行うことができる。なお、かかる通知を行った後の手続は、前項第③号ないし第④号の規定に従う。

第8-6条（貸付人間の調整）

- (1) 本契約の規定により貸付人が借入人決済口座に関する預金債務を受働債権として相殺を行った場合には（以下、当該貸付人を、本項において「相殺実行貸付人」という。）、以下の各号の規定に従い債権譲渡を行って貸付人間の調整を図る。
- ① 相殺によって消滅した個別貸付に係る債務の金額がエージェンツに支払われていたと仮定した場合に、本章第2条第(1)項ないし第(4)項の規定により、相殺実行貸付人以外の貸付人（以下、本項において「他の貸付人」という。）が支払を受けたであろう金額（以下、本条において「仮定分配金」という。）をエージェンツが算出する。
 - ② 相殺実行貸付人は、仮定分配金に相当する金額の貸付債権を、他の貸付人から額面金額で買取る。
 - ③ 前号の譲渡が行われた場合には、他の貸付人は、自らの費用負担により、譲渡後速やかに借入人に対し、民法第467条（指名債権の譲渡の対抗要件）に定める確定日附ある証書による通知を行う。
- (2) 本契約の規定により借入人が貸付人に対して相殺を行った場合には（以下、当該貸付人を、本項において「被相殺貸付人」という。）、被相殺貸付人以外の全ての貸付人が請求した場合に限り、以下の各号の規定に従い債権譲渡を行って貸付人間の調整を図る。
- ① 相殺によって消滅した個別貸付に係る債務の金額がエージェンツに支払われていたと仮定した場合に、本章第2条第(1)項ないし第(4)項の規定により、被相殺貸付人以外の貸付人（以下、本項において「他の貸付人」という。）が支払を受けたであろう仮定分配金をエージェンツが算出する。
 - ② 被相殺貸付人は、仮定分配金に相当する金額の貸付債権を、他の貸付人から額面金額で買取る。
 - ③ 前号の譲渡が行われた場合には、他の貸付人は、自らの費用負担により、譲渡後速やかに借入人に対し、民法第467条（指名債権の譲渡の対抗要件）に定める確定日附ある証書による通知を行う。

第8-7条（貸付債権の譲渡）

- (1) 貸付人は、本契約上別段の定めがある場合を除き、次の各号に定める全ての要件が満たされる場合に限り、貸付債権の譲渡を行うことができる。なお、譲渡人及び譲受人は、かかる譲渡日以降直ちにかかる譲渡について第三者対抗要件及び債務者対抗要件を具備するものとし、この場合、譲渡人及び譲受人は連名で、また、借入人は単独で、かかる譲渡の事実をエージェンツに対して直ちに通知する。本項に基づく貸付債権の譲渡が行われた場合、本契約上の譲渡人の権利のうち譲渡される貸付債権に関連する一切の権利は譲受人に移転するものとし、また、譲受人は本契約上の譲渡人の義務のうち譲渡される貸付債権に関連する一切の義務を負うものとする。
- ① 譲受人が譲り受けた貸付債権について、本契約の貸付債権に関連する各条項に拘束されること。

- ② 譲受人が、証券取引法第2条に規定する定義に関する内閣府令(平成5年大蔵省令第14号)第4条第1項第1号、第2号、第4号から第9号まで及び第11号から第15号までに掲げる適格機関投資家で日本国内に居住する法人(日本国内に日本法に基づき登記された本支店又は営業所があるもの)であること。
 - ③ かかる譲渡が貸付債権を分割して行われる場合には、分割後の貸付債権の金額がいずれも●円以上であること。
 - ④ かかる譲渡が行われることにより源泉徴収税等が発生し、譲受人に対する借入人の支払利息額が増加しないこと。
- (2) 前項に基づき譲渡を行ったことにより発生する費用については譲渡人又は譲受人が全て負担する。また、譲渡人は、かかる譲渡を行う日までに、かかる譲渡に関連する事務手続等の対価として、1 譲受人当たり個別貸付毎に●円(消費税を含む。なお、法令等の変更により税率が変更された場合には、●円にかかる税率に基づく消費税を加えた金額とする。)をエージェントに支払う。

第8-8条 (一般規定)

(1) 情報開示

- ① 借入人は以下の各号に関する情報開示について異議を述べない。
 - (a) 期限の利益喪失事由が発生した場合又は多数貸付人の意思結集が必要とされる場合には、エージェント及び貸付人が本契約又は本契約以外の契約に関連して入手した借入人及び借入人との取引に関する情報を、合理的に必要とされる範囲で互いに開示すること。
 - (b) 本契約に基づく貸付債権の譲渡に際して、貸付人が相手方に守秘義務を負わせることを条件として、譲受人及び譲受を検討している者(かかる取引に関する仲介業務を行う者を含む。)に、本契約に関する情報を開示すること。なお、ここでいう本契約に関する情報とは、本契約に関連して入手した借入人の信用に関する情報、本契約の内容及びこれに付帯する情報、取引の対象となる貸付債権の内容及びこれに付帯する情報をいい、本契約以外の契約に関連して入手した借入人の信用に関する情報は含まれない。
- ② 貸付人は以下の内容に関する情報開示について異議を述べない。

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年12月5日法律第140号)に基づき本契約書の開示請求があり、開示請求した者に対し本契約書を開示すること。

(2) 遅延損害金

借入人は、貸付人又はエージェントに対する本契約上の債務の履行を遅滞した場合には、かかる履行を遅滞した債務(以下、本項において「履行遅滞債務」という。)を履行すべき日(同日を含む。)から履行遅滞債務の全てを履行した日(同日を含む。)までの期間につき、履行遅滞債務の金額に、年率●%の割合を乗じて算出した遅延損害金を、エージェントから請求を受け次第、直ちに、本契約の規定に従い支払う。また、かかる遅延損害金の算出方法は、前落しの片端による日割計算とし、除算は最後に行い、1円未満は切り捨てる。

(3) 諸経費及び公租公課等

- ① 本契約の作成及びその変更、修正に関して発生する全ての費用(弁護士費用を含む。)並びに貸付人及びエージェントが本契約に基づき権利の確保及び実行又は義務の履行を行うに際して発生する全ての費用(弁護士費用を含む。)は、法令等に反しない限り全て借入人の負担とし、貸付人又はエージェントがこれを借入人に代わって負担

した場合には、借入人は、エージェントから請求を受け次第、直ちに、本契約の規定に従い支払う。

- ② 本契約書及びこれに関連する書類の作成、変更、執行等に関して発生する印紙税その他これに類する公租公課等は、全て借入人の負担とし、貸付人又はエージェントがこれを借入人に代わって負担した場合には、借入人は、エージェントから請求を受け次第、直ちに、これを本契約の規定に従い支払う。

(4) 契約の変更

本契約は、借入人、全貸付人及びエージェントの書面による合意がなければ、これを変更することができない。

(5) 危険負担、免責並びに賠償及び補償

- ① 借入人がエージェント又は貸付人に差し入れた書類が、事変、災害等やむを得ない事情により紛失、滅失又は損傷した場合には、借入人はエージェントと協議の上、エージェント又は当該貸付人の帳簿、伝票等の記録に基づき本契約上の債務を履行する。また、借入人は、エージェント又はエージェントを通じて貸付人が請求した場合には、速やかに代替りの書類を作成し、エージェント又はエージェントを通じて当該貸付人に提出する。
- ② 貸付人又はエージェントが、本契約に基づく取引に使用する借入人の代表者及び代理人の印影を、予め借入人の届出た印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないと認めて行った取引について、印章の偽造、変造、盗用等の事故があり、これにより損害、損失又は費用等が発生した場合には、借入人がこれを負担する。
- ③ 借入人が本契約の条項に違反したことにより貸付人もしくはエージェントに発生した損害、損失及び費用等については、借入人がこれを負担する。

(6) 本契約の可分性

本契約の条項の一部が無効、違法又は執行不能となった場合においても、その他の条項の有効性、合法性及び執行可能性はいかなる意味においても損なわれず、また影響を受けない。

(7) 計算

本契約中における計算につき、別途明示的な規定が存在しないときは、実日数は両端入れにより計算し、日割計算を行うものとし、除算は最後に行い、1円未満は切り捨てる方法にて算出される。

(8) 公正証書の作成

借入人は、エージェント又は多数貸付人が必要性を示して請求したときにはいつでも、公証人に委託して本契約証書の債務の承認及び本契約上の債務について強制執行の認諾文言のある公正証書の作成に必要な手続をとる。

(9) 権利の存続

エージェント及び貸付人が本契約により定められた権利の全部もしくは一部を行使しないこと、又は行使の時期を遅延することは、いかなる場合であっても、エージェント及び貸付人が当該権利を放棄したもの、又は借入人の義務を免除もしくは軽減したものと解されず、エージェント及び貸付人の権利又は義務にいかなる効果も与えないものとする。

(10) 銀行取引約定書等の適用除外

本契約及び本契約に基づく取引については、借入人が貸付人に別途差し入れた又は借入人と貸付人との間で別途締結された銀行取引約定書及び金融取引約定書は適用されない。

(11) 準拠法及び合意管轄

本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関して発生する紛争については、東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

(12) 言語

本契約は、日本語で作成し、これを正本とする。

(13) 協議事項

本契約に定めのない事項又は本契約の解釈に関し当事者間に疑義が発生した場合には、借入人及び貸付人は、エージェントを通じて協議を行い、その対応を決定する。

上記を証するため、本契約書 1 通を作成し、借入人、貸付人及びエージェントの代表者又は代表者の代理人が記名捺印し、1 通をエージェントが、自ら、貸付人及び借入人のために保管する。

平成●年●月●日

借入人：独立行政法人日本学生支援機構

エージェント：株式会社●●銀行

貸付人：株式会社●●銀行

貸付人：株式会社●●銀行

別紙1

契約当事者の連絡先、貸付人の個別貸付実行金額及び通知方法

1. 借入人

借入人及びその部署	住所	電話番号 ファクシミリ
独立行政法人 日本学生支援機構 市谷事務所	〒162-8412 東京都新宿区市谷本村町 10-7	**_****_**** **_****_****

2. エージェント

エージェント及びその部署	住所	電話番号 ファクシミリ
株式会社●● 銀行 ●●●●	〒***.*** *****	**_****_**** **_****_****

3. 貸付人

貸付人及びその部署	個別貸付実行金額	住所	電話番号 ファクシミリ
株式会社●●銀行 ●●支店	●円	〒***.*** *****	**_****_**** **_****_****
株式会社●●銀行 ●●支店	●円	〒***.*** *****	**_****_**** **_****_****
株式会社●●銀行 ●●支店	●円	〒***.*** *****	**_****_**** **_****_****
合計	●円		

4. 通知方法

- ① 本契約に基づく通知は、全て書面により、本契約に基づき行われるものであることを明確にしてなされるものとし、受取人たる相手方が本契約に基づき届出た連絡先に、下記(i)ないし(iii)記載のいずれかの方法により行う。なお、本契約の各当事者は、エージェント宛に連絡先の変更通知を行うことにより、連絡先を変更することができる。
- (i) 直接持参交付
- (ii) 書留郵便又はクーリエサービス
- (iii) ファクシミリ通信
- (a) 借入人が行う期限前弁済を希望する旨の通知(本契約に基づく期限前弁済については貸付人の同意を要するとされている場合に限る。)
- (b) 本契約に基づき借入人がエージェントに対して行う貸付債権の仮差押え、保全差押え、又は差押えの命令の送達を受けた旨の通知
- (c) エージェント所定の様式の印鑑又は署名の届出
- (d) 上記のほか、受取人たる相手方が合理的な理由により正本の交付を要求する通知
- ② 前号の通知の効力発生時点は、ファクシミリ通信による場合、受信が確認された時点、その他の方法による場合には実際に受領された時点とする。

5. 届出事項の変更

- ① 貸付人及び借入人は、その商号、代表者、代理人、署名、印鑑、所在地その他エーエージェント宛届出事項に変更があった場合には、エーエージェントに対して速やかに書面による通知を行う。エーエージェントについて上記の変更があった場合、又は借入人もしくは貸付人の連絡先について変更があった場合には、エーエージェントは全貸付人及び借入人に対して速やかに書面による通知を行う。
- ② 前号の届出を怠ったために、本契約に基づき行われた通知が遅延し又は到達しなかった場合には、通常到達すべき時点に到達したものとみなす。

以 上

元本弁済予定表、利払日予定表

1. 元本弁済予定表

元本弁済日	元本弁済金額
平成●年●月●日（満期日）	●円

2. 利払日予定表

利払日	
第1回	平成●年●月●日（満期日）

以 上